

令和4年度 国民健康保険税の課税について

■課税の根拠

国民健康保険税は、地方税法第703条の4及び豊後大野市国民健康保険税条例第2条の規定に基づき課税されます。

■納税義務者

国民健康保険では、大人から子どもまで1人ひとりが被保険者となりますが、国民健康保険税額は世帯ごとに算定し、納税義務者はその世帯の主たる生計維持者である世帯主とされています。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者保険などに加入している場合でも、世帯主に対して課税されます。(このような世帯主を『擬制世帯主』といいます。擬制世帯主の所得は軽減判定の計算時を除き保険税の算定には含まれません。)

■国民健康保険税の算定方法

国民健康保険に加入している方全員の前年の所得に基づき医療分、後期支援分、介護分を合算して国民健康保険税として課税します。介護分については、40歳以上65歳未満の方が対象です。令和4年度は医療分と後期支援分の税率等を引き下げました。また、医療分と後期支援分の限度額を引き上げました。

令和4年度 国民健康保険税	医療分 限度額：65万円	後期支援分 限度額：20万円	介護分 限度額：17万円
所得割額 課税標準額×率	9.50%	2.90%	2.70%
均等割額 1人当たり	24,000円	8,600円	8,800円
平等割額 1世帯当たり	19,000円	6,600円	5,000円

所得割額を算定するための課税標準額の求め方

$$\text{所得割課税標準額} = \text{前年の総所得金額等} - \text{基礎控除額 43万円}$$

※総所得金額等とは総所得金額・山林所得金額・分離長期譲渡所得金額・分離短期譲渡所得金額・株式等に係る譲渡所得金額・先物取引に係る雑所得等の金額の合計額です。

※前年の合計所得金額が2,400万円以上の方については、基礎控除額が逡減・消失します。

国民健康保険税は、以下の点で所得税や市県民税とは異なる取扱いとなります。

- ・基礎控除のみで、扶養控除、配偶者控除などの各種所得控除の適用はありません。
- ・農家が家畜市場で肉用牛を売却した場合、市県民税では免税所得の取扱いとなりますが、国民健康保険税ではすべて課税対象となります。
- ・退職所得は課税対象から除かれます。
- ・純損失の繰越控除は認められますが、雑損失控除は認められません。

■算定期間について

国民健康保険税の算定期間は4月から翌年3月までで、年度ごとに計算します。

■月割課税について

①年度の途中で資格取得(加入)、資格喪失(脱退)があった場合

国民健康保険税の賦課期日(4月1日)後に納税義務の発生や消滅、世帯内の被保険者の異動(出生・死亡・転入・転出・他保険加入・他保険離脱等)があった場合は、月割で課税されます。

②介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

ア. 年度の途中で65歳になる方の介護分については、あらかじめ65歳到達日の前月分までを月割で算定して、各期ごとに割り振りをしています。

イ. 年度の途中で40歳になる方は、40歳に到達した月から月割で介護分が課税されます。

③年度の途中で75歳になる方(後期高齢者医療保険に加入する方)

ア. 年度の途中で75歳になる方の医療分・支援分は、あらかじめ75歳到達日の前月分までを月割で算定して、各期ごとに割り振りをしています。

イ. 75歳に到達する方が1人世帯(国保喪失の世帯)の場合には、75歳到達日の前月分までに割り振りをして課税しています。

■加入の届出が遅れたとき

国民健康保険税は、国保の資格を得た月から支払義務が発生します。届出が遅れた場合は、資格を得た月まで遡って課税されます。(最大3年間)

また、令和3年度以前分は、過年度分として令和4年度分とは別に納付書を送付します。口座振替の登録をされている場合であっても、過年度分は納付書払いとなりますのでご注意ください。

■転入による国民健康保険の加入者について

国民健康保険税は、前年の所得を基に算定します。転入による加入の場合は、転入前の市区町村に前年の所得額の照会を行います。所得額の把握後、国民健康保険税の更正を行い再度通知します。(税額の変更がない場合は通知しません。)

■国民健康保険税の納付について

1)納付の方法

納付方法には、普通徴収(納付書または口座振替による納付)と特別徴収(年金からの徴収)があります。また、PayPay等のスマートフォンアプリによる納付にも対応しています(納付書のバーコードを読み取って決済します)。なお、スマートフォンアプリによる納付では、領収書が発行されませんので、領収書が必要な場合は、窓口等で納付をお願いします。

2)特別徴収(年金からの徴収)について

国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満で構成されている場合に対象になります。ただし、次の①～④のいずれかに該当する場合は、特別徴収の対象とならず、普通徴収(納付書または口座振替による納付)になります。

- ①世帯主が他の健康保険に加入している場合
- ②世帯主の年金額が年額18万円未満の場合
- ③介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超える場合
- ④年度途中で後期高齢者医療保険制度に加入(75歳に到達)する場合

特別徴収する年金には次のとおり優先順位があり、受給している中で最も上位の年金のみで対象者の判定を行い、その年金から徴収されます。また、障害年金および遺族年金も特別徴収の対象となります。

- 1 厚生労働大臣
- 2 国家公務員共済組合連合会
- 3 日本私学振興・共済事業団
- 4 地方公務員共済組合連合会

3) 特別徴収の仮徴収について

前年の所得が確定する6月までの間の、第1期(4月の年金)～第3期(8月の年金)は仮徴収として納めます。

- 前年度から引き続き特別徴収の対象となる方
前年度2月の徴収額を4月・6月・8月に徴収します。
- 新たに特別徴収の対象となる方
仮徴収金額は、決定通知書(4月送付)または本算定の納税通知書(6月送付)でお知らせします。

4) 特別徴収から普通徴収への納付方法の変更について

特別徴収を希望されない場合は、『国保税納付方法変更届出書』を市役所に提出することにより、口座振替による納付に変更することができます。ただし、特別徴収の停止には2か月から3か月程度の時間を要しますので、ご了承ください。

口座振替の登録がお済みでない方は、事前に金融機関で口座振替登録の手続きを行った後、届出時に市役所窓口にて本人控を提示してください。

5) 納期について

特別徴収(年金からの天引き)			普通徴収(納付書または口座振替)		
期別	年金支払月	算定の種類	期別	算定の種類	納期限 (口座振替日)
第1期	4月	仮徴収	第1期	本算定	6月30日
第2期	6月		第2期		8月1日
第3期	8月		第3期		8月31日
第4期	10月	第4期	9月30日		
第5期	12月	本徴収	第5期		10月31日
第6期	2月		第6期		11月30日
			第7期		12月26日
			第8期		1月31日
			第9期		2月28日
			第10期		3月31日

※口座振替日は6月から翌年3月までの毎月末です(第7期は12月26日に振り替えます)。月末が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

■ 軽減・減免制度について

1) 特定世帯に対する軽減 ※申請不要

国保被保険者が、後期高齢者医療制度に加入したことで、その世帯の国保加入者がひとりになった場合(特定世帯といいます)、一定期間(最長5年)医療分および支援分に係る平等割額を半額にします。5年経過後は平等割額の軽減額を1/4にし、3年間延長します。

後期高齢者医療保険に加入した方が、他の世帯に異動したり、亡くなられた場合、または、世帯主が変わったり、亡くなられた場合などは該当しなくなります。

2) 所得に応じた軽減 ※申請不要

世帯主(擬制世帯主含む)と加入者等の前年の合計所得(総所得金額等)が軽減判定所得を下回る世帯については、均等割額と平等割額を下記の割合で軽減します。

また、特定世帯については【特定世帯の軽減】と合わせて適用します。なお、この制度に該当するためには、所得が無くても所得の申告をしている必要があります。

軽減割合	軽減判定所得
7割	43万円+(給与所得者等の数-1) [※] ×10万円
5割	43万円+(給与所得者等の数-1) [※] ×10万円 +(28.5万円×国保加入者数及び特定同一世帯所属者数)
2割	43万円+(給与所得者等の数-1) [※] ×10万円 +(52万円×国保加入者数及び特定同一世帯所属者数)

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者と公的年金等所得者のことです。ただし、下線部の加算は、世帯に給与所得者等が2人以上いる場合に適用されます。

- ・加入者数は、国保被保険者と、後期高齢者医療制度に加入し、国保被保険者の資格を喪失した特定同一世帯所属者です。擬制世帯主は含みません。
- ・軽減判定所得には他の保険に加入している擬制世帯主の所得金額も含めて計算します。また、特定同一世帯所属者の所得金額も含めます。
- ・事業所得での青色専従者控除や事業専従者控除は適用せずに支払者の所得とし、一方、専従者給与所得の所得はないものとして判定します。
- ・軽減判定所得の計算では、専従者給与は必要経費に算入されません。このため、青色申告者で繰越純損失がある場合、専従者給与を除いた金額で繰越損失額を計算します。(住民税とは計算方法が異なります。)
- ・譲渡所得は、特別控除前の金額で判定します。
- ・1月1日現在、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した金額で判定します。

3) 未就学児に対する均等割の軽減(令和4年度より適用) ※申請不要

子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和4年度より未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の均等割額を5割軽減します。なお、所得に応じた軽減(7割・5割・2割軽減)が適用されている場合は、軽減後の均等割額を5割軽減します。

未就学児均等割軽減割合

7割軽減	法定軽減(7割)	子ども軽減(1.5割)	課税分(1.5割)
5割軽減	法定軽減(5割)	子ども軽減(2.5割)	課税分(2.5割)
2割軽減	法定軽減(2割)	子ども軽減(4割)	課税分(4割)
軽減なし	子ども軽減(5割)	課税分(5割)	

4) 社会保険の被扶養者であった方に対する減免 ※国保加入時に申し出てください

世帯主が社会保険から離脱し、後期高齢者医療保険に加入した方の被扶養者で、新たに国保に加入した方(旧被扶養者)には以下の減免が適用されます。資格取得時に65歳以上の方が対象です。

- ・65歳以上の旧被扶養者の所得割額を当分の間全額免除
- ・65歳以上の旧被扶養者の均等割額を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り半額免除[※]
- ・65歳以上の旧被扶養者のみの世帯の場合は、平等割額を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り半額免除[※]

※ 所得に応じた軽減のうち、7割軽減・5割軽減に該当する場合は適用されません。

5) 非自発的離職に対する減免 ※申請が必要です

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)により国民健康保険に加入する方の保険税を、申請により一定期間減免します。申請にはハローワークから交付される雇用保険受給資格者証が必要です。

【対象となる方】次のア)～ウ)のすべてに該当する方。

ア)平成21年3月31日以降に離職した方。

イ)離職時の年齢が65歳未満の方。

ウ)ハローワークから交付される『雇用保険受給資格者証』をお持ちで、「12.離職理由」欄が下記の離職理由コードの番号に該当する方。

特定受給資格者…「11」「12」「21」「22」「31」「32」

特定理由離職者…「23」「33」「34」

【軽減額】前年の給与所得を30/100とみなして所得割を計算します。軽減判定も同じです。

【軽減期間】離職日の翌日から翌年度末まで(2か年度適用)

【必要なもの】①雇用保険受給資格者証 ②マイナンバーカード(世帯主と対象者)

③本人確認資料(免許証等)

6) 災害その他特別事情がある方で、特に必要と認められる方 ※申請が必要です

震災・風水害・落雷・火災などの災害に遭ったり、国民健康保険法第59条の規定に該当するなど納付が困難になった場合、その事情等に基づいて国民健康保険税の全部または一部を減額する制度です。国民健康保険法第59条の規定に該当した場合は、被保険者が監獄や労役場などに拘禁されることをいいます。詳細についてはお問い合わせください。

■申告の際の社会保険料控除について

国民健康保険税は、申告の際に前年中に納付した金額が社会保険料控除として適用されます。納付証明書は1月中旬に納税義務者宛に郵送します。年末調整等で事前に必要な場合は、市役所税務課または各支所で発行します。ただし、納付証明書は普通徴収に係る分のみの証明となります。年金から特別徴収されている分は、日本年金機構等から送られてくる公的年金等の源泉徴収票が証明となります。

■不服の申立てについて

国民健康保険税更正(決定)通知書の記載事項に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

■滞納処分について

督促状を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。また、督促状が発行された場合は、督促状1通につき、手数料100円が加算されます。滞納した場合、他にも通常の保険証に代わり短期保険証(有効期限が短縮されたもの)が発行されたり、高額療養費や出産育児一時金などの給付が一部差し止めになる場合もありますので、ご注意ください。

■延滞金の計算について

納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、計算した金額を延滞金として加算します。

【お問い合わせ先】 豊後大野市役所 税務課民税係 電話:0974-22-1001(内線2102)